

## 京都大学野生動物研究センター 2020年度 共同利用・共同研究 募集要項

京都大学野生動物研究センターは、野生動物や動物園・水族館などで飼育されている動物を主な対象として、基礎研究や保全研究ならびに野生動物や自然環境への理解を深めるための教育活動などを推進しています。当センターの共同利用・共同研究は、このような基礎研究や教育活動をより広範に進め、全国の野生動物保全研究の発展に寄与することを目的として、当センター以外の方の研究（当センターとの共同研究を含む）をサポートしています。大学等の研究機関に所属する研究者や大学院生、動物園・水族館等で働く職員の方、その他野生動物保全に携わる方など、多くの方にご参加いただければ幸いです。この事業を核として、日本で唯一の野生動物保全研究の拠点を構築し、野生動物の保全をよりいっそう社会に根付いたものにしていくことを目指しています。当センターの共同利用・共同研究を希望する方は、下記の要領に従ってご応募ください。

### 1. 申請資格

2020年4月1日時点で、大学や研究機関の研究者または大学院学生、動物園・水族館職員、またはこれらに相当する方（国外の大学や研究機関の方でも、応募できる場合があります。大学院進学予定の学部4年生など、2020年4月1日に新たに大学院生になる予定の方も応募できます。また、6年制の獣医学課程の5・6年は修士課程相当と認められる場合があります。詳しくは、下記の間合せ先にご相談ください。）

### 2. 研究期間

2020年4月1日より2021年3月31日までの希望する期間

### 3. 研究区分

以下の3つの研究区分を設けています。詳しくは「共同利用・共同研究の詳細」（3頁～）をご覧ください。A・Bでは研究費を支給します。Cには研究費の支給はありません。

- A 計画研究（応募締切 2020年1月15日）
- B 自由研究（応募締切 2020年1月15日）
- C 施設・機材・資料利用（随時、受け付けています）

### 4. 対応者

野生動物研究センターの教員（「対応者」と呼びます）と共同で研究を進めていただきます。申請に先立ち、対応者と必ず綿密な打合せを行ってください（ない場合は申請が受理されません）。代表者は、「共同利用・共同研究の詳細」（5頁）を参照し、研究分野の近い野生動物研究センターの教員（対応者）に直接連絡を取ってください。

なお適当な対応者が見つからない場合は、下記の間合せ先までご相談ください。

### 5. 研究組織

研究組織は、代表者（1名）、分担者（0～数名）、協力者（0～数名）で構成されます。

- ・**代表者**はプロジェクトに責任をもち、中心的に推進する方で、事務手続き等の全ての窓口となります。研究費（旅費および消耗品費）の支給（Cを除く）は原則として代表者が対象となります。
- ・**分担者**は、プロジェクトの一員として当センターの施設を利用したり、旅費の支給を受ける方です（研究遂行上、必要と認められる場合に限り。当センターに所属するものは含めなくてか

さい。)

- ・協力者は、当センターの施設を利用したり、旅費の支給を受けないが、計画を実施する上で欠かせない方です。当センターに所属する研究者を協力者に含めることもできます。

## 6. 申請数

研究費を支給する研究区分AまたはBの申請は、1人1研究課題とします。

## 7. 重複申請

同じ研究課題で、他の競争的研究資金と本研究費（A，Bの研究区分）を同時に受領することはご遠慮ください。本共同利用・共同研究では、限られた予算の中で、できるだけ幅広い研究支援をすることを目指しております。趣旨をご理解いただき、効果的な資金の活用にご協力ください。

ただし申請の時点で、他の競争的資金の採否が分からない場合は、同じ内容での申請を妨げません。（例えば、同じ研究内容で、科研費と本研究費にご応募いただくことは可能ですが、科研費が採択された場合には、研究費の支給のない研究区分Cとして採択させていただくなどの変更をお願いすることがあります）。

また、本拠点の複数の課題から、同一人物が資金を受け取ることは出来ません（例えば、代表者として資金を受けている人が、他の研究課題の分担者となり、旅費を受け取るなど。なお、施設利用などで資金を受けない課題では、重複しても構いません）。

詳しくはお問い合わせ下さい。

## 8. 採否

共同利用・共同研究拠点計画委員会において申請書の内容を審査し、拠点運営協議会にて採否を決定します。採否の連絡は2020年3月中旬となる見込みです。

## 9. 大学院学生、プロジェクト経費で雇用されている研究員等

大学院学生、科学研究費補助金等のプロジェクト経費で雇用されている研究員、またはそれに相当する方が、代表者として申請する場合は、申請前に指導教員・雇用責任者などの同意を得てください。申請書受理後に、指導教員・雇用責任者あてに確認の連絡をすることがあります。

## 10. 所属機関への連絡

採択された場合、所属機関の長への研究実施の連絡を、代表者の責任で行って下さい（当センターからは、所属機関への連絡はいたしません）。

## 11. 成果報告

研究終了後に、成果報告書を代表者より提出していただきます。また、論文掲載や学会発表時には、共同利用・共同研究で行った成果である旨、記載して下さい。詳しくは、採択時に連絡をします。

## 12. 情報開示

受理した研究計画書は、外部から情報開示を求められた場合、個人の特定が可能な情報を除き、公開することがあります。研究遂行上、公開されたくない箇所（独創性を含む記載等）はアンダーライン等でマークして、申請書の余白にその旨記して下さい。公開時に考慮します。

また、採択された研究課題については、原則として、研究代表者の氏名と所属、研究課題名を一覧として、当研究センターのホームページや年報などで公開させていただきます。なんらかの事情により代表者氏名や所属を非公開としたい場合には、応募の際のメール本文にその理由について記して下さい。対応について検討いたします。

### 13. 個人情報等

本募集に関して取得した個人情報等については、京都大学のプライバシーポリシーに準拠し、その保護に努めます。プライバシーポリシーの内容は、京都大学のウェブページをご参照下さい。

[http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/privacy\\_policy](http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/privacy_policy)

### 14. 申請方法

所定の申請書ファイルをダウンロードし、必要事項を記入の上、下記メールアドレスにメール添付で提出して下さい。送信後、数日以内に受領のメールが届かない場合は確認のご連絡をお願いします。なお、メールでの提出ができない場合は下記の「問い合わせ先」までご連絡下さい。申請書のダウンロード先は下記の通りです。

当センターホームページ> 共同利用・共同研究> 共同利用・共同研究の募集

<http://www.wrc.kyoto-u.ac.jp/cooperative/apply.html#download>

### 15. 申請締切

研究区分A・Bは、**2020年1月15日(水)必着**です。なお、遅くとも1月初旬には対応者と連絡をとり、必要に応じて、提出前に申請書の下書きを対応者と検討することをお勧めします。

研究区分Cは年間を通して募集します。遅くとも利用開始の2週間前までに申請書を提出して下さい。なお、2020年度に実施する申請のうち、2020年1月15日(水)までにお送りいただいたものについては、2019年3月中旬に採否をお知らせします(年度はじめに、確実に施設を利用したい場合などに、ご利用ください)。

### 16. 提出先

メールアドレス：[kyodo@wrc.kyoto-u.ac.jp](mailto:kyodo@wrc.kyoto-u.ac.jp)

メールの件名：共同利用の申請

添付ファイル形式：Microsoft Word 形式 (.doc または.docx)

### 17. 受付窓口・問合せ先

京都大学野生動物研究センター共同利用・共同研究担当

〒606-8203 京都市左京区田中関田町 2-24

Tel: 075-771-4393

Fax: 075-771-4394

E-mail: [kyodo@wrc.kyoto-u.ac.jp](mailto:kyodo@wrc.kyoto-u.ac.jp)

当センターホームページ：<http://www.wrc.kyoto-u.ac.jp>

## 共同利用・共同研究の詳細

### ア) 研究内容、ガイドライン、発明等の取り扱い

本共同利用・共同研究においては、野生動物研究センターの基本方針に則り、侵襲的な医学・薬学・生理学的実験、及び野生状態に比して著しく行動変容をもたらす可能性のある全ての行為は、理由の如何にかかわらず一切行わないことを原則とします。本募集は、共同利用・共同研究拠点「絶滅の危機に瀕する野生動物（大型哺乳類等）の保全に関する研究拠点」として行われるものです。**資料1**に掲載した拠点の目的、概要、役割に沿った共同利用・共同研究が求められます。申請をされる方はこれらの点に留意してください。

また、野生動物研究センターが定める「野生動物を研究する際のガイドライン」および「動物研究の倫理に関するガイドライン」を必ずお読みになった上で申請を行ってください。これらに準拠しない研究は採択しません。（これらのガイドラインについては、野生動物研究センターのホームページに掲載しています。）

野生動物を研究する際のガイドライン <http://www.wrc.kyoto-u.ac.jp/guidelines/wild.html>

動物研究の倫理に関するガイドライン <http://www.wrc.kyoto-u.ac.jp/guidelines/captive.html>

採択後、上記ガイドラインに明らかに违背する行動をとられた場合、あるいは共同利用・共同研究運営に関する取り決めを遵守されない場合は、共同利用・共同研究への応募資格停止を含む罰則を科されることがありますので、ご注意ください。

また、**研究費の支給を受ける場合は、使用法に関して厳格な規定があります。**旅費については京都大学の規定に従って支給されます。規定に違反した場合は、研究の中止や次年度以降の応募資格停止等の処置をとることがありますので、ご注意ください。申請前に必ず対応者に確認して下さい。採択時にも詳しく連絡をします。

野生動物研究センター附属の観察施設（幸島・屋久島など）を利用される場合には、各施設の利用規程を遵守してください。詳しくは、採択時に連絡をします。

本共同利用・共同研究の成果は、『京都大学知的財産ポリシー』の対象となります。研究の成果として得られた発明等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の取り扱いについては、京都大学と契約を交わす必要がありますので、ご注意ください。

（京都大学知的財産ポリシー：

<https://www.saci.kyoto-u.ac.jp/policy/>

[https://www.saci.kyoto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2007/06/tizai\\_policy070628.pdf](https://www.saci.kyoto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2007/06/tizai_policy070628.pdf)

### イ) 研究区分

A：「計画研究」、B：「自由研究」、C：「施設・機材・資料利用（随時）」の3つの研究区分により実施しています。

#### A 計画研究

当センターの共同利用・共同研究事業として、特に重視する研究テーマを設定し、これに沿った研

究を募集します。本年度は下記の2つの研究課題について募集を行います。個別の研究費は上限20万円として各課題の中で調整されます。なお、「計画研究」での申請であっても、「自由研究」または「施設利用(随時)」として採択することがあります。詳しくは対応者にお尋ねください。なお、審査は学外委員を半数以上含む「共同利用実行委員会」にて行います。前年度の12月頃に公募を開始し、1月中旬に締め切ります。

#### 研究課題名とその概要

##### 1. 野生動物を対象とした保全研究

野生動物を対象とした野外での保全に資する研究を推進します。具体的な保全を目指した研究だけでなく、対象動物の理解を深めることにより、保全に資する基礎研究も含まれます。

##### 2. 動物園・水族館などにおける種の保全のための研究

動物園や水族館などの飼育・繁殖施設において、生息域外で動物の保全に資する研究を推進します。絶滅の恐れのある大型哺乳類はもとより、それ以外の野生種を対象とした研究も含まれます。研究者によるだけでなく、動物園・水族館等の職員の方による申請も歓迎します。

#### B 自由研究

野生動物研究の総合的発展をめざして、上記「計画研究」課題の枠にとらわれず、応募者の自由な発意にもとづく「自由研究」を求めています。個別の研究費は上限20万円として各課題の中で調整されます。なお、「自由研究」での申請であっても、対応者と相談のうえ、「計画研究」または「施設・資料利用(随時)」として採択することがあります。前年度の12月頃に公募を開始し、1月中旬に締め切ります。

#### C 施設・機材・資料利用(随時)

センターに設置されている設備を利用して、ゲノムやホルモンの分析を行うことができます。また、研究のために、センターの附属観察施設や、海外研究拠点の施設などを利用できます。連携する動物園・水族館や海外研究機関とのネットワークを生かして、研究のアイディアの実現に向けたサポートを行います。申請は随時受け付けています。なお、研究費は支給されません。

##### ・幸島観察所

ニホンザルの研究をはじめ、自然観察等の教育目的でもご利用いただけます。なお、幸島に渡るためには、民間の渡船業者を利用する必要があり、渡船料金(往復3000円程度)がかかります。ただし、少人数で幸島観察ステーションの職員と一緒に島に渡る場合に限り、渡船料が減額される場合があります。

##### ・屋久島観察所

屋久島での研究のためにご利用いただけます。なお、自動車などの交通手段は、ご自身でご用

意ください。

- ・野生動物遺伝資源データベース

野生動物の遺伝資源に関するデータベースを国立環境研究所と共同で運営しています。データベースの検索は、どなたでも、随時、ご利用いただけます。このデータベースに記載されている試料の一部は野生動物研究センターが保有しており、共同利用研究に提供できる場合があります  
[http://www.nies.go.jp/time\\_capsule/search.php](http://www.nies.go.jp/time_capsule/search.php)

- ・資料、機材など

野生動物研究センターが保有する写真などの映像資料や、様々な動物のDNA試料などを、共同研究のために利用できることがあります。当センターの共同利用研究や、当センターの施設を利用して教育活動を行う場合には、野外調査用の機材等をお貸しできることがあります。

- ・連携する動物園・水族館

野生動物研究センターは動物園、水族館と連携協定を結び、研究協力や情報交換を行っています。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

<http://www.wrc.kyoto-u.ac.jp/organizations.html>

詳細については、対応者または窓口まで、お問い合わせください。

## ウ) 対応者

代表者は、以下のセンター所属の教職員から研究上関連の深い一名に直接連絡を取ってください。なお、適当な対応者を選べない場合や連絡が取れない場合は、窓口までお問い合わせください。

伊谷 原一、幸島 司郎、村山 美穂、平田 聡、杉浦 秀樹、木下 こづえ、森村 成樹、岸田 拓士、福島 誠子、新宅 勇太、鈴木 崇文

なお、教員は異動することがありますので、最新の情報は以下のウェブページを参照してください。

当センターホームページ > 共同利用・共同研究 > 共同利用・共同研究の募集 野生動物研究センター教員（対応者）一覧

<http://www.wrc.kyoto-u.ac.jp/cooperative/apply.html#host>

**資料 1**

## 共同利用・共同研究拠点

**「絶滅の危機に瀕する野生動物（大型哺乳類等）の保全に関する研究拠点」****<拠点の目的>**

日本で唯一の野生動物保全研究の拠点を構築することで、野生動物に関する研究を通じて地球社会の調和ある共存に貢献することを目的とする。その目的達成のための具体的な課題として、第1に絶滅が危惧される野生動物を対象とした基礎研究を通じて、その自然の生息地でのくらしを守り、飼育下での健康と長寿を図ると共に、人間の本性についての理解を深める研究をおこなう。第2に、フィールドワークやライフサイエンス等の自然科学分野に加え、人文社会科学分野などの研究を統合した学際的なアプローチによって、人間とそれ以外の生命の共生のための国際的研究を推進する。第3に、地域動物園・水族館や民間研究機関等との協力により、生息域外における保全研究を推進すると共に、環境教育を通じて人間を含めた自然のあり方についての深い理解を次世代に伝える。

**<拠点の全体計画の概要>**

本センター及び学内外の研究者によって構成される拠点運営委員会及び拠点計画委員会のもと、研究者コミュニティおよび動物園・水族館コミュニティからの要望を反映するかたちで、計画課題提案による共同研究活動を実施し、野生動物、特に絶滅の危機に瀕する大型哺乳類の研究や生態系保全、国際研究、人材育成および教育活動を推進する。また、共同利用機能の強化と共同研究支援のため、本センターが有する国内4か所、海外8か所の研究拠点と国内6か所の連携研究拠点や、これまでに蓄積してきた技術・情報・資料・試料等の共同利用を推進する。国内外の研究者との共同研究等を通じて、相互に連携し合いながら新たな学問領域を創生し、野生動物保全分野の発展および、自然のあり方についての深い理解に取り組む。

**<拠点の目指す役割>**

野生動物、特に絶滅の危機に瀕する大型哺乳類に関する地球規模での環境保全とそのための環境教育が求められていることから、京都大学伝統のフィールドワークの知識・技術や、ラボにおける最新技術・多彩な情報等をもとにした学術資源を整備する。また、学問分野の違いや専門化・細分化によって研究者相互の関係や社会への情報の発受信が希薄化しつつある現状を改善するために、共同研究の実施や共同利用研究会の開催をはじめ、研究資源や研究基地の利用等、国内外の研究者に便宜を提供することで研究者間や学術と社会との交流を高めると共に、野生動物の保全と飼育管理に関する科学研究の活性化を図る役割を担う。